

令和 6 年 3 月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 31 件であります。

審査の結果は、議案第 35 号については修正可決すべきものと決定し、その他の議案については、いずれも異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました事項について、ご報告いたします。

まず、**議案第 13 号「平戸市介護保険条例の一部改正について」**に関し、第 9 期平戸市介護保険事業の期間である令和 6 年度から 8 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料率を定めるにあたっては、介護給付費準備基金から 3 億 5,000 万円を取り崩し、年額の保険料基準額を、現行第 8 期の 70,500 円から 66,000 円に改定したとの説明がありました。これに関し、当該基金からの取り崩しが無ければ、第 9 期における年額の保険料基準額はどの程度になっていたのかとの質問に対し、基金取り崩しが無ければ、年額約 76,800 円の保険料になる計算となるとの答弁がありました。また、今後の保険料改定に備えて、「第 9 期期間中の保険料が低廉化されているのは、基金を取り崩した結果である」ということを市民に対し十分周知しておく必要があるのではないかとの意見に対し、基金の使い方や保険料の考え方については、まずは事業の期間内で精算を行い、余剰金や不足分については速やかに次期の保険料に反映させるというのが原則の考え方である。現在の保険料算定の根拠や、次期保険料が増加する可能性があるということについては十分周知していきたいとの答弁がありました。

次に、**議案第 28 号「令和 5 年度平戸市一般会計補正予算（第 10 号）」**中、企画財政課所管の**第 3 表 債務負担行為補正の「ふるさと応援寄附金推進事業」**に関し、ふるさと応援寄附金の返礼品については、ポイント制を導入しており、令和 5 年度までに寄附者の使用が見込めないポイント残 5 億円を令和 6 年度に使用できるように債務を負担するものである。また、ポイント消費が進まない状況があり、令和 5 年度からこれまでの永久ポイント制を 2 年の期限付きポイントに変更するとともに、過去の

永久ポイント分についても令和6年度末までの使用期限を設ける旨の通知を行ったことにより、過年度分のポイント消費が進んだ。しかしながら、永久ポイントに使用期限を設けたことに対し、高額ポイント所有者から苦情を含めた問い合わせ等もあっていることから、期限設定方法について再検討することとしているとの説明がありました。これに対し、2年間ですべてのポイントを消費することは難しいと思われるため、ポイントの所有状況なども踏まえた期限の設定とするなど検討する必要があるのではないかと。また、令和4年度までの永久ポイントについては、ある程度期限を切って整理し、債務負担行為においても明確となるよう整理すべきではないかとの意見に対し、ご指摘や寄附者の意見を踏まえ、ポイントの使用期限の見直しを図るとともに、令和5年度決算時点で過年度分、現年度分がわかるように整理したいとの答弁がありました。

次に、市民課所管の「公衆便所維持管理事業」に関し、浦の町公衆便所については、地元での管理が困難になり、現在は市が管理しているが、施設の老朽化等により令和5年度に解体することとしていた。しかしながら、解体前の各種調査を進めていく中で、地元より施設存続の要望が出てきたため、解体工事を取り止め、最低限の修理を行うよう変更するとの説明がありました。これに対し、地元で管理することを条件として解体を取り止めたのか。また、近くに交流広場などの公衆便所があることから、当該施設の利用状況を把握し、周辺の公衆便所も含めた施設のあり方を整理すべきではないかとの質問に対し、地元区長とは地区や周辺の協力を得ながら施設を管理することを前提に話をしてきたところであり、施設のあり方については、設置当初からの周辺環境や地域の状況が変化していることから、将来的な解体も視野に入れながら、今後、地元と協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第29号「令和5年度平戸市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の「医療施設等設備整備費補助金」について、当初、補助率2分の1の県補助を予定していたが、補助内示前に着手したことにより補助申請を取り下げることとなり、補

助率 3 分の 1 の県特別調整交付金に変更した。これにより、補助率が下がった分について、辺地債を増額し対応するとの説明がありました。これに関し、補助を変更したことによる財政上の影響はなかったのかとの質問に対し、辺地債を増額した約 390 万円については、交付税算入率が 80% のため、20% 相当額について市の負担増となったものと考えており、チェック体制が不十分であったと反省しているとの答弁がありました。このことについては、委員会としても、今後このような事案が出ないようにチェック体制を確立するよう注意を促したところであります。

次に、議案第 35 号「令和 6 年度平戸市一般会計予算」の歳入中、企画財政課所管の 18 款 1 項「基金繰入金」、21 款 1 項「市債」に関し、南部市民屋内運動場整備事業に係る財源については、合併特例債を原資とした「新しいまちづくり基金」と過疎債を充当するよう予算計上しているとの説明がありました。これに対し、本来事業実施の可否については、歳出の所管委員会である産業建設文教委員会において審査すべきものではあるが、当該基金も限りがある中、基金活用の考え方、公共施設のあり方も含め、きちんと整理をしたうえで事業を計画すべきではなかったのかとの意見が出されました。また、過疎債については、前年と比較して増額要望することであるが、過疎債が要望通りつかない場合、他の過疎債事業に影響があるのではないかとこの質問に対し、この事業は、新しいまちづくり基金の活用を前提に計画したものであるが、それに加え、過疎債が充当できれば、基金の減少を抑えられることから過疎債を 2 億円要望することとしている。過疎債がつかなかった場合は、新しいまちづくり基金を充当することになるとの答弁がありました。

これらの質疑を踏まえ、近藤委員より修正案が提出されたところであります。

提案理由は、「本事業に係る歳入予算が計上されているが、本事業は、計画当初の見込みより大幅に増額となり、総事業費の予算規模が 8 億 5 千万円となることが判明した。当該予算の財源内訳として、基本的に「新しいまちづくり基金繰入金」を充てることを前提とし、過疎債が使えれば過疎債を充当するとの説明であったが、当該基

金の今後の適正配分という面で大きな不安が生じる。また、施設規模が地区要望時から大幅に大きな施設に変わっていったとのことだが、市町村合併後の公共施設のあり方として市内全域の公共施設の適正配置、優先順位、そして今後の前例と位置付けられるものであるため慎重な判断を要すると考える。今後、人口が減少し、財政状況も好転が見込みにくい中で、市民に十分納得のいく施設規模とそのため予算、財源根拠を改めて提出してもらうべきである」との理由から、歳入予算の減額修正が提案されました。

委員会におきましては、質疑の中で、本事業の予算を全額削除することとなっているが、令和6年度の事業実施を否定するものではないのかとの質問に対し、事業そのものについて反対するものではないことを確認したうえで採決に入り、修正案について採決した結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定いたしました。

また、「**移住定住環境整備事業**」に関し、各自治体においても同様の補助事業があると思うが、本市の補助事業は他市と比較しどのようなになっているのか、また、中古住宅改修の補助上限が50万円となっているが、もっと条件を良くするべきではないのかとの意見に対し、補助制度の設計時点では県内の先進地を参考に同等かやや高めの条件にしてきた経緯はあるものの、近年の他市の状況を把握していない状況もあるため、補助上限など見直しを検討するとの答弁がありました。

次に、総務課所管の「**生月支所庁舎施設整備事業**」について、生月町中央公民館が生月支所へ移転したことにより利用者が増加し、駐車場が不足していることから、支所前の植栽スペースの一部を優先駐車場として整備し、併せて玄関の段差解消のためスロープを整備するとの説明がありました。これに関し、身障者用の優先スペースとしての利用のほか、催しなどの際の荷物搬入時にも役立つよう屋根付きとし、雨天時の乗り降りの際に濡れないような対策が取れないのかとの意見に対し、これから設計に入る段階で協議・検討したいとの答弁がありました。

また、「**コミュニティ推進事業**」に関し、まちづくり交付金については、各まちづ

くり協議会において特色ある事業を行っているが、まちづくり協議会もある程度年数を経過する中で交付金をどのように活用するかという課題も出てきている。交付金を人口ベースなどで算出するだけではなく、各まちづくり協議会でこれだけは必要とする事業や住民が必要とする事業に特化した交付金の選択制があってもいいのではないかと意見に対し、この交付金は地域の課題解決のために取り組む事業に対し交付するものであるが、地区によって課題も異なると考えられる。交付金は3年毎に見直すこととしているが、各協議会の代表の方からは将来の人口減少による交付金減少に対し不安視する声もいただいております。現在、令和8年度の再算定に向け、今後のあり方について、まちづくり協議会代表者、大学の有識者で組織する専門委員会により協議を重ねている。ご意見は交付金のあり方に対する一つの考え方だと理解するので、今後、ご意見を踏まえて検討したいとの答弁がありました。

次に、こども未来課所管の「放課後児童クラブ送迎支援事業」に関し、放課後児童クラブ未設置校区である田助小学校及び中野小学校において放課後児童の居場所を確保する必要があることから、両校から平戸小学校区の放課後児童クラブまで通う児童を対象として、タクシーによる無料送迎を行うとの説明がありました。これに対し、市内のタクシードライバー不足という問題もある中、決まった時間帯にタクシーを確保できるのかとの質問に対し、原則として遅くとも利用日の1週間前には放課後児童クラブへの出欠が決定しているため、タクシー事業者に対して早めの予約を行ってもらおうよう考えているとの答弁がありました。また、今回は2校区を対象とした他校区放課後児童クラブへの送迎を行う新規事業であるが、今後同様に放課後児童クラブへの送迎のニーズが出てくる可能性もある。市内全域で同様の取組みを行うこととなれば、タクシーの台数等が不足することも考えられるため、送迎方法については議論してもらいたいとの意見に対し、放課後児童クラブによっては市が貸与したワゴン車で送迎を実施しているところもある。送迎方法については、利用児童数、交通機関の状況等その地域の実情に応じて方針を決定したいとの答弁がありました。

次に、健康ほけん課所管の「#7119 救急安心センター運営事業」について、本事業は、医療機関の受診に際し、緊急性が高い症状の場合は救急車を、低い症状の場合は適切なタイミングでの医療機関受診案内を行う救急安心センター事業のコールセンター業務の運営費負担であるとの説明がありました。これに関し、コールセンターの運営体制はどのようになっているのかとの質問に対し、専用の電話回線を2回線以上設け、24時間体制での対応を予定しているとの答弁がありました。これに関連し、本市の消防行政においても令和5年度の救急車の出動件数1,825件のうち、病院への搬送に至らなかった件数が150件程度あると聞いており、本事業の実施により消防署の負担も軽減され、効率的な救急車の活用につながるものと期待している。本事業が新規事業であることから、しっかりと市民へ周知していただくようお願いしたところであります。

次に、消防本部所管の「度島分遣所兼消防団格納庫整備事業」に関し、令和8年度から運用開始を予定している度島分遣所兼消防団格納庫について、「現状3か所に点在する度島地区内の消防団格納庫を分遣所兼格納庫に集約する」「火災の際は原則として、常駐する消防職員に加え消防団員1名が格納庫に駆け付けた時点で出動する」「法令に基づく救急活動はできないため、診療所またはチャーター船への搬送支援業務のみを行うこととし、搬送にあたっては家族や関係者の協力を求める」といった運用上の説明がありました。これに関し、現状3か所ある消防団格納庫を集約することによって、火災現場によっては消防団員の到着が遅れるのではないかととの質問に対し、昼間の出動の際には、各班数名しか集まらない現状も鑑み、地区との協議も踏まえ、格納庫は1か所に集約したほうが効率的であるとの結論に至った。また水槽付のポンプ車を配置予定としているため最少人数での出場であっても速やかに消火活動を開始することが可能と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第36号「令和6年度平戸市国民健康保険特別会計予算」について、保険給付費が令和5年度より約6億5,900万円増加している。歳入を見ると、県支出金

が約 6 億 2,800 万円と増加している一方で、国民健康保険税は 2,030 万円減額となっている理由は何かとの質問に対し、保険給付費については、国民健康保険制度の広域化以降、県から保険給付費等交付金として全額交付される仕組みとなっている。市としては、県に対する負担金として事業費納付金を納付しており、この財源として、国民健康保険税を充てているとの答弁がありました。これに関連し、令和 5 年度と比べ令和 6 年度の国民健康保険税の税率はどうなる見込みかとの質問に対し、県への事業費納付金については、令和 6 年度から各市町の医療費水準ではなく、被保険者数や所得水準などにより算定することとなっており、その結果、本市の納付金は減額となっている。国民健康保険税の減額の要因は、被保険者数の減少が一番大きい要因であるが、国民健康保険税の算出については、現在の税率で充足するという判断に至り、令和 6 年度の税率は据置きの予定としているとの答弁がありました。

次に、議案第 45 号「令和 6 年度平戸市市営交通船事業会計予算」に関し、キャッシュフロー計算書では資金の減少が約 2,200 万円となっており、年度末の現金預金も約 5,900 万円にまで減少している。以前は 1 億円を超える現金を保有していたと思うがこのままでは近いうちに資金が枯渇するのではないかとの質問に対し、令和 5 年度から繰出しの基準を見直したことにより資金の減少が続いている。現在の状況から考えると、令和 7 年度頃には資金が枯渇することも考えられることから、経費の見直しを図り、運賃の改定も視野に入れながら運営を行っていかねばならないとの答弁がありました。これに対し、従来は赤字補填による繰り出しを行っていたが、現在は国庫補助に準じた繰出基準を設定していると聞いている。資金繰りの悪化が物価高騰などのほか繰出基準の変更による運営への影響であれば、今後、繰出基準のあり方についても検証を行う必要があるのではないかと。離島がもつハンディキャップを十分に考慮して、安易に運賃改定などの住民負担を求めることのないよう慎重に検討を行うよう要望しました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 19 件であります。

審査の結果は、議案第 35 号については修正可決すべきものと決定し、その他の議案については、いずれも異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、**議案第 24 号「平戸市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について」**に関し、今回の改正は、中学生が所属する地域クラブの活動に対して、学校施設の使用料を減免することにより、学校部活動と変わらない環境を提供することで、中学校部活動の地域移行を推進するためのものであると説明がありました。これに関し、条例には学校施設の利用に関し、減額または免除という条文があるが、中学生が所属する地域クラブの活動も減額ではなく免除してほしいとの意見に対し、現在、部活動については学校教育のため、使用料は発生していない。地域移行することで社会体育となるが、部活動と同じ環境を提供するということで、中学生が所属する地域クラブの活動についても免除と考えているとの答弁がありました。

次に、**議案第 35 号「令和 6 年度平戸市一般会計予算」中、農業振興課所管の「農地利用効率化等支援交付金事業」**に関し、耕種農家のニーズに合った高品質な堆肥を生産するため、堆肥の製造や保管に必要な機械・施設の整備に対し支援するということが非常に画期的な取り組みである。今後この事業を継続するためにも、資金が必要になるので、生産した堆肥の販売は考えていないのかとの質問に対し、将来的には販売も見据えているが、まだ堆肥量がどれほどあるか見込めていないので、まずは事業主体である中部地区堆肥生産組合（5 戸）での利用を考えているとの答弁がありました。

次に、**農林整備課所管の「3 次元測量導入事業」**に関し、UAV（ドローン）写真や地上レーザー（スマートフォン等）を使って測量を行うということで、今後とて

も効果的な事業と考えるが、実施主体はどこになるのかとの質問に対し、農林整備課が災害の調査を行う際に導入するものである。現在、職員が調査に行く際、1拠点7、8人で作業していたがこの測量方法を導入することにより2、3人で済み、作業の効率化が図られる。調査を外部委託している箇所もあるが、今後は外部委託の数を減らし職員での調査を増やしていきたいとの答弁がありました。

次に、水産課所管の「新たにチャレンジ水産経営応援事業」に関し、この事業は、これまで県が実施してきた「持続可能な新水産業創造事業」の内容が一部見直され、新規漁法や、海業、6次産業化など新たな取り組みにチャレンジするために必要な機器や施設の整備支援が補助メニューに追加され、令和5年度より県の新規事業としてリニューアル展開されていると説明がありました。これに関し、対象者への周知はどのようにしているのかとの質問に対し、令和5年度からの県の新規事業ということで、各漁協にチラシを配布し情報提供を行った。今後は平戸市水産振興協議会の会議の折に改めて紹介を行うとともに、県と一緒に事業の推進を図っていくとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の「地域おこし協力隊活用事業」に関し、これまで本市で雇用した地域おこし協力隊員については継続しないことが多く、行政側の目的と本人のやりたいことがうまくマッチングしていないと感じている。ミスマッチが起らないよう募集する担当課は具体的な業務を示すべきである。今回はどのような業務を予定しているのかとの質問に対し、今回は地元在市外企業や移住者を呼び込むための地域コミュニティマネージャーとして雇用する。地域の活性化や情報発信拠点（コワーキングスペース）の構築準備などの業務を予定しており、ミスマッチが起らないよう募集の目的を明確にしていくとともに、適切な人材確保のための募集や伴走支援などの業務委託も併せて行うとの答弁がありました。

次に、観光課所管の「アルベルゴ・ディフーズタウン推進事業」に関し、今回、平戸城下町エリア、田助地区エリア、大島村神浦地区エリアの3地区が選定されてい

るが、最初から3地区ではなく1箇所に予算を集中し、まずは平戸城下町エリアで成功事例を作り、その後、他の地区に広げていったほうが効果的と考えるがいかがかとの質問に対し、3地区の中でも平戸城下町エリアを重点モデル地区と位置付けており、このエリアを中心に整備しその中で成功事例を作っていくべきと考えている。他地区についてもしっかりとサポートしながら事業の推進を図っていくとの答弁がありました。

また、「**鄭成功生誕400周年記念事業**」に関し、記念事業だけで終えるのはもったいない。この事業を契機に今後の平戸市の観光振興につなげていく必要があるが、何か戦略は考えているのかとの質問に対し、コロナ禍が明けて、日本全体ではインバウンド需要は回復してきているが、平戸市はコロナ禍前のインバウンド客数約2万人にも届いていない。今後は、この事業を契機にインバウンド獲得に向けた戦略を立て、しっかりプロモーションしていき、他の事業とも連携しながら、インバウンド誘客に向け、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、**建設課所管の「道路台帳電子化整備事業」**に関し、国道や市道など、どこまでの範囲をどのような形で台帳として整備するのかとの質問に対し、今回の整備は建設課所管の市道をデジタル化するものであり、国道や県道の整備は行わない。現在の台帳は合併前の旧市町村ごとに整備されており、管理しづらい状態である。今回、合併前の旧市町村の台帳を統一し整備することにより、WEBで地図を見ながら閲覧でき、市民の皆さんが調べる際にも使いやすくなるとの答弁がありました。また、事業の進め方は地域を分けて順次行うのか、全体的に行うのかとの質問に対し、まずは、現在、紙で管理している台帳をスキャンして全域のデジタル化を図る。その後、デジタル化した地図にさまざまなデータを落とし込み、でき上がった地区から順次公開していくとの答弁がありました。

また、「**道路環境整備モデル事業**」に関し、除草作業をまちづくり協議会にお願いするということだが、対象地区の志々伎地区、津吉地区、度島地区はどのように選定

を行ったのかとの質問に対し、総務課を通して市内全部のまちづくり運営協議会に意向調査を行い、手が挙げた地区を選定したとの答弁がありました。また、現在も市道の除草作業に関しては平戸市シルバー人材センターや愛護団体等が行っているが、路線の活動範囲のすみ分けはどのようなになるのかとの質問に対し、平戸市シルバー人材センターが行っている路線はこれまでどおり平戸市シルバー人材センターが行い、残りの路線は愛護団体等が行っている箇所もあるので、対象地区のまちづくり運営協議会と協議していく中で決めていきたいとの答弁がありました。

次に、都市計画課所管の「街なみ景観創出事業」に関し、令和6年度は平戸市観光交通ターミナルから幸橋までの海岸線沿いの街路灯20基の灯りを電球色化することだが、崎方公園の下から見える対岸になる市役所から平戸文化センターまでの街路灯も、同じように電球色化しないと統一感が出ず魅力が半減すると思う。今後、対岸部分も対応する計画はあるのかとの質問に対し、市の第2駐車場もあるので、今後、所管課である総務課等とも協議しながら全体的に一体感が出るよう、できるところから取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、「公営住宅集約建替事業」に関し、公営住宅の集約化が進めば、入居者の転居や空き家となった住宅の解体が必要となるが、今後どのように考えているのかとの質問に対し、令和6年度は121戸建て替え対象住宅がある中の20戸の解体を予定している。最終的には令和13年度までに事業完了するよう、公営住宅の建設とともに入居者の転居に関しても円滑に進むよう努めていくとの答弁がありました。

次に、文化交流課所管の「国民文化祭開催事業」に関し、平戸市で全国分野別フェスティバル「いけばな」部門が開催されるということであるが、「いけばな」になった経緯を教えてほしいとの質問に対し、令和4年度に県から各自治体に要望調査があり、平戸市には「いけばな」の活動団体が多いということで、県が採択したとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の「南部市民屋内運動場整備事業」に関し、この施設は平

成 29 年 3 月の平戸市公共施設等総合管理計画（第 1 次アクションプラン）では「修繕により現状維持」するということだったが、建替えになった理由と事業の経緯を説明してほしいとの意見に対し、令和元年 7 月に地元から建替えの要望書が提出されたため、総合計画の実施計画として企画財政課に要求すべく、一旦、既存施設の建築面積 800 m²で積算し、総事業費 3 億 6,800 万円を要求し査定額も 3 億 6,800 万円となった。令和 2 年度及び令和 3 年度には地元との協議を踏まえ、面積 1,400 m²で建設費用を算出すべく、国の建設基準単価を用いて積算したところ、総事業費が 6 億 2,100 万円となり、その額で実施計画として要求したが、査定額は令和元年度と同額程度であった。令和 4 年度は建設物価高騰のため、総事業費 6 億 9,400 万円として要求し、査定額が 6 億 900 万円となった。その後、令和 4 年度中の基本設計の結果、資材高騰の影響等で総事業費が 7 億 5,600 万円。令和 5 年度には詳細な設計額になるよう実施設計を行ったところ、総事業費 8 億 4,500 万円となり、今回の予算要求に至ったと説明がありました。これに関し、これまで事業費は平戸市公共施設等総合管理計画（第 1 次アクションプラン）の中間年度見直しで示された 2 億 8,800 万円で認識していた。今回事業総額 8 億 4,500 万円という数字が出てきているが、差が大きすぎて理解しがたい。面積についても令和元年度の建築面積の 800 m²から 1,400 m²に増えているがなぜかとの質問に対し、社会体育施設および地域防災拠点としての機能、また、広く市民が活用できるよう健康作りのためのトレーニングジムを兼ね備えた施設とするため 2 階建てにしたことにより面積が増えたとの答弁がありました。この答弁を受け、委員から平戸市公共施設等総合管理計画（第 1 次アクションプラン）には建替え前の面積 800 m²で算出した金額が示されていた。その後、地区からの要望を受け、面積や事業費も拡大したということだが、これまでは大型の公共施設を建設する際には、事業の経緯について議会に対し詳しい説明を受けていた。この事業について、事前に議会に対して説明がなかったのは非常に残念であるとの意見や、公共施設等の管理に関する基本方針では、公共施設の建替えの場合、利用状況に応じて同等規模か規模を縮

小するとなっている。建設には賛成だが、適正な規模の施設にしてほしい。これまでの答弁では市民に対して納得いく説明ができないとの意見がありました。これらの質疑を踏まえ、神田委員より修正案が提出されたところであります。提案理由は、「南部市民屋内運動場整備事業に係る予算が計上されているが、資料によると本事業は、当初、約2億8千万円の予算規模の建物を見込んでいた。しかし、このたび予算審議で受けた説明によると予算規模は8億5千万円にのぼることが判明した。また、施設規模が地区要望時から大幅に大きな施設に変わっていったとのことだが、市町村合併後の公共施設のあり方として市内全域の公共施設の適正配置、優先順位、そして今後の前例と位置付けられるものであるため慎重な判断を要すると考える。今後、人口が減少し、財政状況も好転が見込みにくい中で、市民に十分納得のいく施設規模とそのための予算を改めて提出してもらいたい」との理由から、歳出予算の減額修正が提案され、まず、修正案について採決した結果、賛成多数（委員可否同数により委員長裁決）で修正案を可決すべきものと決定いたしました。その後、修正部分を除く原案について採決した結果、原案のとおり可決されました。

次に、**議案第43号「令和6年度平戸市水道事業会計予算」**に関し、有収率は配水量に対し、実際使用した水量の割合で、途中で漏水等があれば下がっていくことになる。ここ数年は80%前後で推移しているが、水道局として目標はどこに置いているのかとの質問に対し、令和5年度から専属の漏水調査員として会計年度任用職員を雇って対応したが、漏水箇所を修理してもその近辺がまた破裂し漏水するなど、有収率がなかなか上がってこない。しかし他団体では80%以上の有収率を保っているところもあるので、90%に近づけるよう努めていくとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。

令和 6 年 3 月定例会

【追加議案分】

産業建設文教委員会

委 員 長 報 告

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

議案第50号「平戸市・台南市友好交流協定の締結について」に関し、令和6年は、「鄭成功生誕400周年」という節目の年であることから、両市の友情と信頼の絆をより一層深め、今後さらなる友好交流を促進するため、令和6年4月に台南市において友好交流協定の締結を執り行うとの説明がありました。これに関し、友好交流協定の締結は非常に良いことである、締結だけで終わらず、本市と台南市の交流を更に推進すべきだと考えるがいかがかとの質問に対し、令和6年度においては、青少年交流をメインに考えている。今後は観光及び経済交流についても、台南市と連携を図りながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。